

詳しくは、各地域振興局・支庁の建設部等にお問い合わせください。

鹿児島地域振興局建設部

建設総務課 TEL: 099-805-7308
河川港湾課 TEL: 099-805-7326

南薩地域振興局建設部

建設総務課 TEL: 0993-52-1373
河川港湾課 TEL: 0993-52-1384

北薩地域振興局建設部

建設総務課 TEL: 0996-25-5548
河川港湾課 TEL: 0996-25-5655

北薩地域振興局建設部甑島支所

TEL: 0996-9-2-0016

姶良・伊佐地域振興局建設部

建設総務課 TEL: 0995-63-8350
河川港湾課 TEL: 0995-63-8367

大隅地域振興局建設部

建設総務課 TEL: 0994-52-2176
河川港湾課 TEL: 0994-52-2193
0994-52-2194

熊毛支庁建設部（建設課）

用地管理係 TEL: 0997-22-1136
河川砂防係 TEL: 0997-22-0829

屋久島事務所

総務企画課 TEL: 0997-46-2211
建設課 TEL: 0997-46-2213

大島支庁建設部（建設課）

管理係 TEL: 0997-57-7332
河川港湾係 TEL: 0997-57-7357
河川砂防災害対策係 TEL: 0997-57-7259

瀬戸内事務所

総務課 TEL: 0997-72-2111
建設課 TEL: 0997-72-1231

徳之島事務所

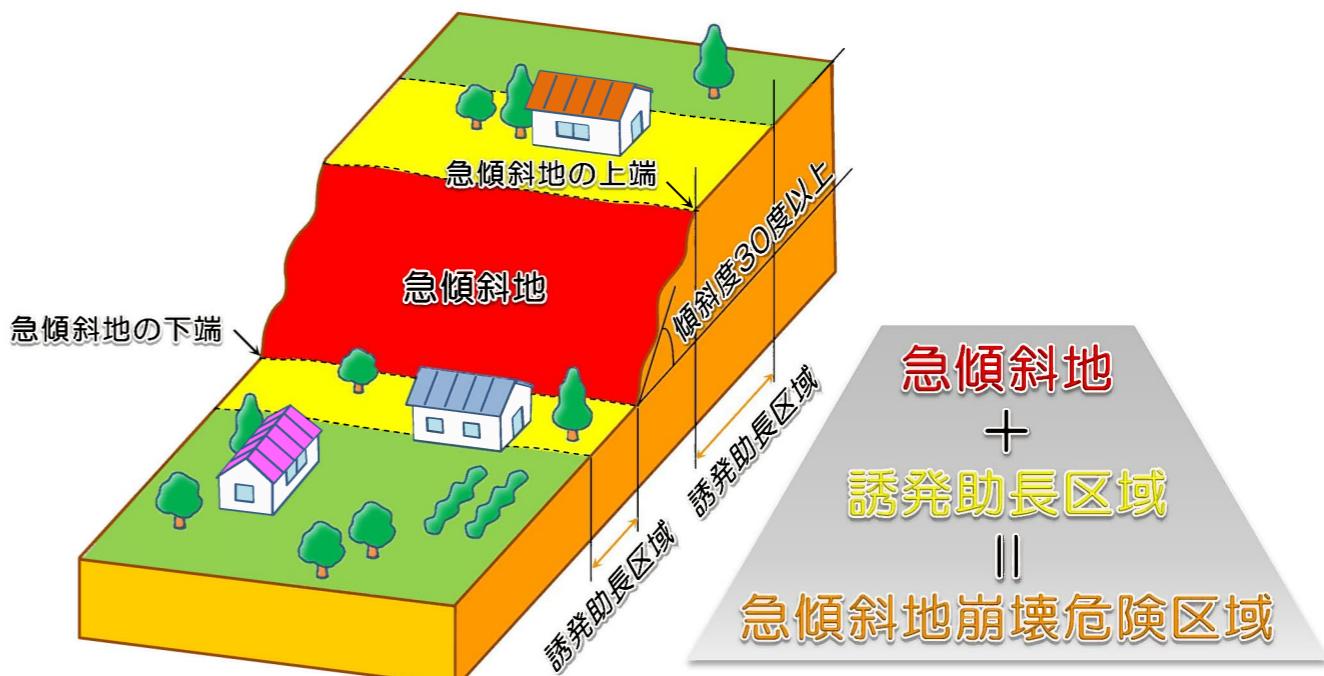
総務課 TEL: 0997-82-1333
建設課 TEL: 0997-82-1251



急傾斜地崩壊危険区域内での一定の行為には許可が必要です！

急傾斜地崩壊危険区域とは

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき知事が指定するもので、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的に、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が禁止若しくは制限される区域のことをいいます。



急傾斜地崩壊危険区域内では、次のような行為は知事の許可を受けなければ、してはいけません。

【例】

- 建築物の建築や敷地の造成等に伴う切土、掘削、盛土
- 水を放流または停滞させる行為
- ため池、用水路等の工作物の設置または改造
- 立木竹の伐採（日常の管理の枝おろし、間伐は除く）
- 土砂の採取または集積 など

具体的には
→

許可をうけなければ してはならない行為

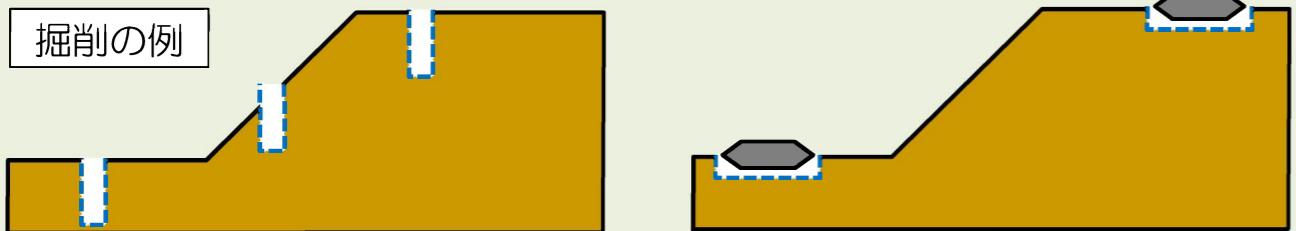
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条の行為の制限

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 三 のり切、切土、掘削または盛土
- 四 立竹木の伐採
- 五 木竹の滑下または地引による搬出
- 六 土石の採取又は集積
- 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

掘削

地盤や岩盤を掘ったり削ったりすること
構造物の据付のため、地盤を掘り下げる行為（床堀）を含む

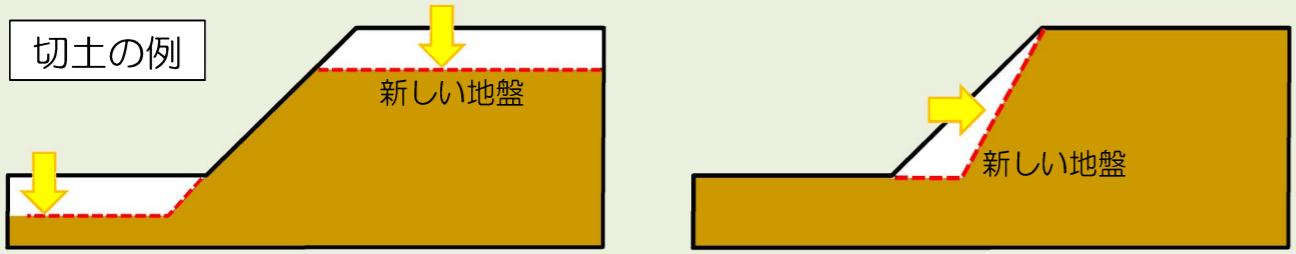
掘削の例



切土

道路、水路、鉄道等を通すため等で斜面を切り取ること

切土の例



のり切

不規則な斜面を一定の勾配に切りならし、斜面を整えること

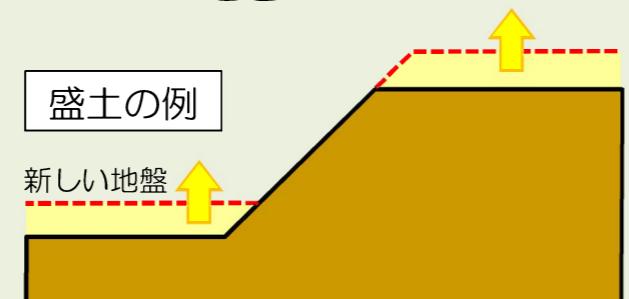
のり切の例



盛土

現地盤の上に土を盛ること

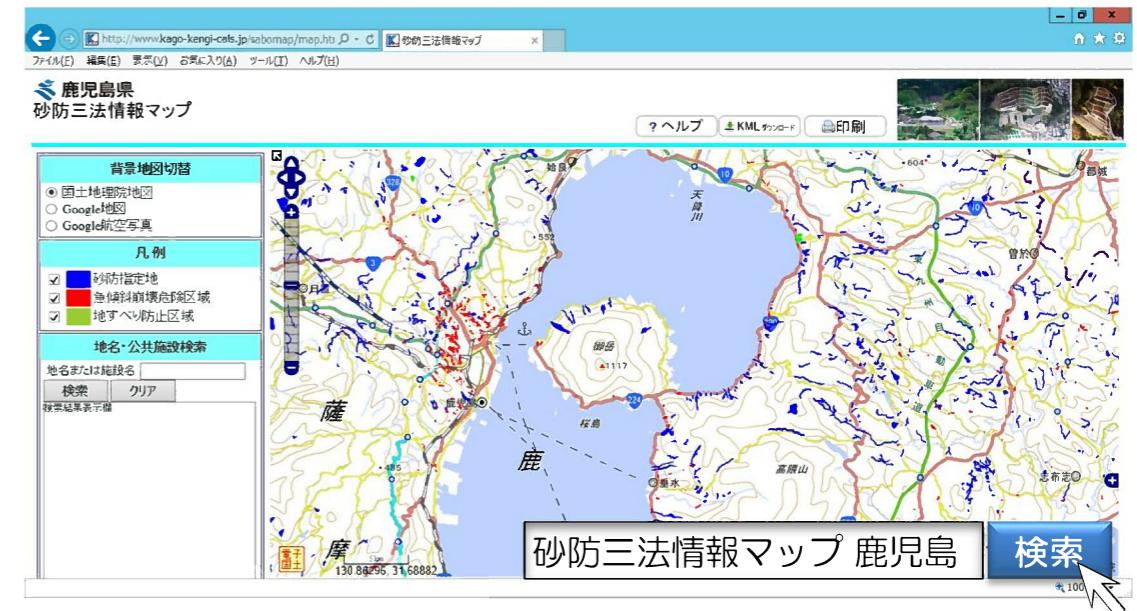
盛土の例



許可申請をお考えの方へ

急傾斜地崩壊危険区域の確認は

「鹿児島県砂防三法情報マップ」で、急傾斜地崩壊危険区域を確認できますので、許可申請が必要な場所かどうかを御確認ください。



許可申請に必要な書類等

- 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書
- 土地の平面図、断面図
- 申請箇所位置図
- 土地登記簿謄本、土地使用承諾書
- 承諾書（利害関係者がいるとき）
- 現場写真 など



大規模な土地の改変を伴う行為を予定される方へ

適切に施工しなければ急傾斜地に与える影響が大きいと認められる行為については、次の資料も必要となります。

- 施工業者が確認できる書類（工事請負契約書等）
- 施工手順が分かる書類（工程表等）

また、許可行為の施工中は、定期的に工事の進捗状況を報告いただき、必要に応じて現場調査を行います。